

〈令和7年10月発行〉

短時間保育

令和8年4月～令和9年3月入園 申込み用

長時間保育

令和8年4月～令和9年1月入園 申込み用

# 令和8年度 杉並区立子供園 【短時間保育・長時間保育】 利用案内



◎ 問い合わせはこちらへ ◎

杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係  
(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL 03(3312)2111(代表)

## ◎令和 10 年度から土曜日が休園日となります◎

今まで区立子供園の休園日は、日曜日・国民の祝日・年末年始でしたが、  
令和 10 年 4 月から土曜日も休園日となります。

○土曜日の保育は令和 9 年度（令和 10 年 3 月）で終了します。

※施設等利用給付 2 号認定（新 2 号認定）で認定されている場合でも、  
土曜保育はご利用いただけません。



### 申請書類について

●申請書類は、区ホームページ（ページ番号 1108）からダウンロードが可能です。

※電子申請フォームで簡単に電子申請も可能です。

※子供園【短時間保育】入園申請は電子申請できません。園に直接申込書を提出してください。

### 《電子申請で手続き》

- ・杉並区立子供園 令和 8 年 5 月～令和 9 年 1 月入園申請書（長時間保育）
- ・施設等利用給付認定申請書
- ・杉並区立子供園 保育時間（保育種別）変更申請書
- ・復職証明書
- ・杉並区立子供園 入園申請取下げ届
- ・杉並区立子供園 退園届

### 《申請書をダウンロード》

- ・杉並区立子供園 入園申請書【短時間保育】  
兼 教育・保育給付認定申請書・確認書
- ・杉並区立子供園 入園申請書【長時間保育】  
兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書・確認書
- ・児童の状況
- ・就労証明書 外勤・自営業用
- ・施設等利用給付認定申請書
- ・杉並区立子供園 転園申請書
- ・子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- ・変更認定申請書（区立子供園）
- ・復職証明書（区立子供園）
- ・届出事項変更届（区立子供園）
- ・同居（入居）同意書（区立子供園）
- ・診療情報提供書（区立子供園）
- ・介護状況申告書・介護状況表（区立子供園）
- ・受託証明書
- ・証明書（確認書）発行願い
- ・子供園入園申請取下げ届
- ・杉並区立子供園 退園届

#### 申請書類



ページ番号 1108

※ダウンロードした書類を子供園窓口または郵送にて保育課子供園・幼稚園係までご提出ください。

※年度途中に入園希望の方は、入園希望月の前々月末に区立子供園の空き状況を区ホームページ  
（ページ番号 1068）でご確認のうえ、申込みください。

（令和 8 年 4 月入園追加募集人数についても同ページをご確認ください。）

※変更届は、子供園窓口または保育課子供園・幼稚園係にあります。

#### 空き状況



ページ番号 1068

# CONTENTS

## 共通

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 区立子供園について .....  | 1 |
| 2 | 認定について .....     | 2 |
| 3 | 認定の手続きについて ..... | 3 |

## 短時間保育

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 4 | 令和8年度 入園募集について .....     | 4 |
| 5 | 令和8年4月入園 定期募集～追加募集 ..... | 4 |
| 6 | 令和8年5月～令和9年3月入園 .....    | 6 |
| 7 | 申込書類 .....               | 7 |
| 8 | 注意事項 .....               | 7 |
| 9 | 在園児で長時間保育を希望する場合 .....   | 8 |

## 長時間保育

|    |                          |    |
|----|--------------------------|----|
| 10 | 令和8年度 入園募集について .....     | 9  |
| 11 | 令和8年4月入園 定期募集～追加募集 ..... | 11 |
| 12 | 令和8年5月～令和9年1月入園 .....    | 12 |
| 13 | 申込書類と保育を必要とする要件 .....    | 13 |
| 14 | 注意事項 .....               | 15 |

## その他

|    |                 |    |
|----|-----------------|----|
| 15 | 一時保育について .....  | 20 |
| 16 | 給食・弁当について ..... | 21 |
| 17 | よくある質問 .....    | 23 |



区立子供園は、教育及び保育を一体的に行う杉並区独自の幼保一体化施設です。

子供園という名前ですが、国の定めたいわゆる「認定こども園」とは異なり、文部科学省の基準に則り、幼稚園の認可を得た**新制度幼稚園**です。毎年、杉並区教育委員会に教育課程の届け出が義務付けられています。

子供園では、短時間保育児と長時間保育児が同じ学級で一緒に過ごし共に活動しています。また、子育て支援事業として在園児の一時保育を実施しています。

現在、6つの子供園（下高井戸、堀ノ内、高円寺北、成田西、高井戸西、西荻北）を設置しています。

## (1) 子供園の一日の生活

【短時間保育】月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで(月2回程度午前11時45分まで)

※全員保育の開始10分前(8時50分)に登園します。

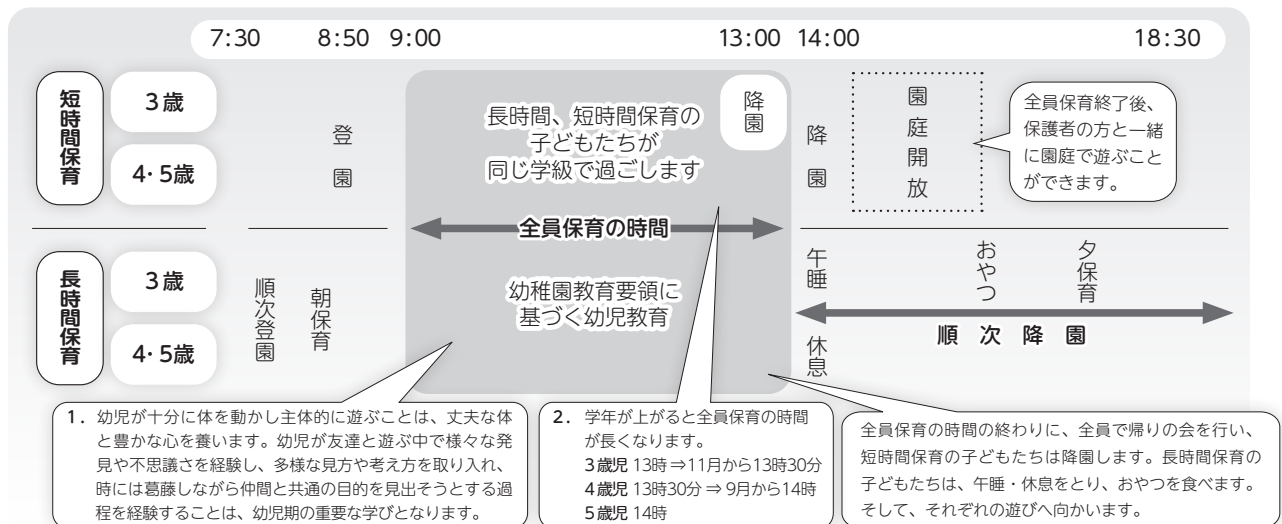
【長時間保育】月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の間で、保育を必要とする時間

※短時間保育が休みとなる夏休み・冬休み・春休みも長時間保育を行います。ただし、国民の祝日及び年末年始はお休みです。

※子供園では午後6時30分以降の延長保育は実施しません。

※令和10年度から土曜日は休園日となりますので、土曜日の保育は令和9年度(令和10年3月)で終了します。

### 〈一日の過ごし方〉



## (2) 子供園所在地及び令和8年度の学級編制

| 子供園名  | 所在地・電話番号                    | 保育種別 | 定員  |     |     |     |     |     |
|-------|-----------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |                             |      | 3歳児 |     | 4歳児 |     | 5歳児 |     |
| 下高井戸  | 下高井戸4-38-15<br>03-3303-9485 | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |
| 堀ノ内   | 堀ノ内1-9-26<br>03-3313-3437   | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |
| 高円寺北  | 高円寺北2-14-13<br>03-3330-0340 | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |
| 成田西   | 成田西2-24-21<br>03-3311-3876  | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |
| 高井戸西※ | 高井戸西3-15-4<br>03-3332-9020  | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |
| 西荻北   | 西荻北1-19-22<br>03-3399-0848  | 短時間  | 1学級 | 9名  | 1学級 | 21名 | 1学級 | 21名 |
|       |                             | 長時間  |     | 14名 |     | 14名 |     | 14名 |

※ 高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。



教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。

### 無償化の対象について

幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年10月から保育料の無償化が開始されました。無償化に係る費用は全額公費（国・都・区）で負担しています。

| 対 象                                 | 認 定 の 種 類                       | 無 償 化 の 範 囲                              |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------|
| (A)<br>区立子供園【短時間保育】<br>(保育の必要性のない方) | 教育・保育給付1号認定                     | 月額保育料（午前9時～午後2時）<br>を無償                  |
| (B)<br>区立子供園【短時間保育】<br>(保育の必要性のある方) | 教育・保育給付1号認定<br>＋<br>施設等利用給付2号認定 | 月額保育料（午前9時～午後2時）を無償<br>一時保育料1日当たり450円を補助 |
| (C)<br>区立子供園【長時間保育】                 | (新2号)                           | 月額保育料及び預かり保育料を無償<br>(最大11時間)             |

### 施設等利用給付2号（新2号）認定（保育の必要性の認定）について

| 保育を必要とする事由                | 認 定 有 効 期 間                                                       | (B)<br>区立子供園<br>【短時間保育】<br>(保育の必要性のある方) | (C)<br>区立子供園<br>【長時間保育】 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 就労                        | 就労している期間<br>(1ヶ月に48時間以上就労することを常態<br>とすることが条件)<br>※育児休業中の方は復職月から有効 | ○                                       | ○                       |
| 疾病または障害                   | 各事由が生じている期間                                                       | ○                                       | ○                       |
| 介護または看護                   |                                                                   | ○                                       | ○                       |
| 災害復旧                      |                                                                   | ○                                       | ○                       |
| 妊娠または出産                   | 出産予定月の前2ヶ月から、出産(予定)日<br>から起算して8週間を経過する日の翌日が<br>属する月の末日まで          | ○                                       | ×                       |
| 求職活動                      | 認定希望月の初日から起算して90日を経過<br>する日が属する月の末日まで                             | ○                                       | ×                       |
| 就学（職業訓練）                  | 在学している期間                                                          | ○                                       | ○                       |
| 虐待・DV                     | 保育を必要とする期間                                                        | ○                                       | ○                       |
| その他上記に類する状態<br>として区が認める場合 | 保育を必要とする期間                                                        | ○                                       | ○                       |

- (B)【短時間保育】（保育の必要性のある方）、及び(C)【長時間保育】の方は年に1回現況確認が必要です。
- (C)【長時間保育】の方は、保育を必要とする事由や状況に応じて、保育時間を園と相談してください。



## (1) 必要な手続きについて

- 教育・保育給付1号認定の申請…全員必要

※区立子供園への入園申請書 兼 教育・保育給付認定申請書が認定申請を兼ねているため、改めての手続きは不要です。

- 施設等利用給付2号認定（新2号認定）の申請…保育の必要性のある方（詳細はP2、P13、P14、P20をご確認ください）のみ必要

※短時間保育の方…保育の必要性の認定が必要な場合のみ、新たに申請が必要です。

**施設等利用給付認定申請書**及び保育の必要性を証明する書類を認定希望月の前月末日までに保育課へ提出してください。

※長時間保育の方…**杉並区立子供園入園申請書【長時間】 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**が認定申請を兼ねているため、改めての手続きは不要です。

- 変更認定の申請…保育の必要性の認定を受けている方の保育を必要とする事由が変更・消滅等する場合のみ必要

※認定事由の変更や有効期間の変更等を行うため、**変更認定申請書**を認定終了月の末日までに保育課へ提出してください。

⇒認定区分に応じて審査を行い、認定を決定した方には「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書」を交付します。

※保育の必要性が認められない場合は、保育の必要性がない旨の通知をします。

## (2) 現況の確認について

施設等利用給付2号（新2号）認定を受けた幼児の保護者は、子ども・子育て支援法第30条7の規定により、認定事由の現況を確認することとなっています。短時間保育に在園している方は6月頃、長時間保育に在園している方は12月頃に現況の確認を行います。

## (3) 杉並区へ転入される方への注意事項

- 杉並区での認定は、入園希望月の1日からとなります。なお、認定の申請は必ず入園希望月の前月末日までに行ってください。また、**マイナンバー記入用紙**と本人確認ができる書類（番号確認と身元確認）も必ず提出してください。

- 原則として、前住所地を転出した時点で前住所自治体での認定が終了となります。そのため、転出後に前住所地で保育料無償化対象施設を利用する場合は保育料がかかる場合があります。詳しくは転出前に前住所自治体に確認してください。





## (1) 申込みできる幼児

○次の全ての条件を満たす幼児が応募の対象となります。

- 3歳児：令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日生まれ
- 4歳児：令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日生まれ
- 5歳児：令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日生まれ

• 入園申込日現在、保護者とともに杉並区に住民登録をしている幼児

※ 海外からの一時帰国の方は杉並区に住民登録をしないと申込みができません。

- 転入予定の方：4月定期募集は申込みができません。(11月1日時点で杉並区に住民登録がない方)  
4月追加募集以降から入園希望月の前月末までに転入できる幼児は申込みができます。詳しくはP7・8(1)をご覧ください。



## (2) 申込みにあたっての注意

○申込みは1園のみです。子供園【長時間保育】との同時申込みはできません。

○毎月10日(10日が閉園日の場合は翌開園日)までに入園を希望する園に直接申込みしてください。

○内定しなかった場合、再度申込みが必要です。

○転入予定の方で入園希望月の前月末までに杉並区に住民登録(転入手続きを含む)ができない場合は申込みが無効となり内定を取り消します。

○認可保育所と併せて申込みすることができますが、子供園【短時間保育】に内定が出た場合は、認可保育所の利用調整の対象外となります。認可保育所の選考を希望する場合、以下の期日までに①辞退する旨を園へ電話連絡し、②杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。

- 令和8年4月定期募集に内定の方：令和7年12月10日(水)まで

- 令和8年4月追加募集1、2回目以内定の方：令和8年2月3日(火)まで

(4月追加募集3、4回目と認可保育所は併願できません)(4月追加募集の日程はP5)

※令和8年5月～令和9年3月募集は、内定を辞退した場合であっても、認可保育所の選考は行いません。

○申込み後、家庭の状況(住所、氏名等)が変わった場合は、速やかに園と保育課にご連絡ください。

○子供園在園児で他の子供園に転園申込みをする場合、P7・8(2)を参照してください。

## 募集人数等【短時間保育】

| 子供園名 | 3歳児 | 4歳児 | 入園申込日                  | 入園選考日     | 入園選考受付開始時間  |             |
|------|-----|-----|------------------------|-----------|-------------|-------------|
| 下高井戸 | 9名  | 12名 | 11月1日(土)<br>午前9時30分～正午 | 11月19日(水) | 3歳児 午後1時20分 | 4歳児 午後1時50分 |
| 堀ノ内  | 9名  | 12名 |                        | 11月12日(水) | 3歳児 午後1時00分 | 4歳児 午後1時00分 |
| 高円寺北 | 9名  | 12名 |                        | 11月17日(月) | 3歳児 午後1時00分 | 4歳児 午後1時00分 |
| 成田西  | 9名  | 12名 |                        | 11月11日(火) | 3歳児 午後1時00分 | 4歳児 午後1時20分 |
| 高井戸西 | 9名  | 12名 |                        | 11月17日(月) | 3歳児 午後1時15分 | 4歳児 午後1時15分 |
| 西荻北  | 9名  | 12名 |                        | 11月12日(水) | 3歳児 午後1時15分 | 4歳児 午後1時15分 |

## 申込み

- 受付日時：令和7年11月1日(土) 午前9時30分～正午まで(申込みは11月1日(土)のみ)

- 受付方法：入園を希望する園に杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼教育・保育給付認定申請書を持参してください。(郵送不可)

※申請書と引き換えに「入園申請受付証」を渡します。抽選となった場合は、受付証の番号が抽選番号になります。受付証は紛失しないように保管し、各園での入園選考日に必ず提示してください。

※11月1日時点で杉並区に住民登録のない転入予定の方は追加募集から申込みを受け付けます。



## 抽 選

◇入園申込みの締切時点で、募集人数を超える応募があった場合は、園ごとに抽選を行います。  
申込み状況、抽選の有無や開始時間については、11月1日（土）の申込み終了後に各園に掲示するほか、杉並区公式ホームページにも掲載します。

●抽 選 日：令和7年11月4日（火）

●抽選方法：公開抽選

※回転式抽選機で、職員が当選番号・補欠番号を決めます。抽選番号は申込み受付時の受付証の番号です。

※オンラインでの開催です。参加方法は申込み時にご案内します。

## 抽選結果

●11月5日（水）に結果のお知らせを発送します。また、抽選結果は抽選終了後、各園に掲示します。

※園に対する電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※無抽選の場合は、結果のお知らせは送付しません。各園指定の入園選考を受けてください。

●当選・補欠の方で入園選考を辞退される場合または申込みを取り下げの場合は、各園に電話連絡をし、至急、杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。電子申請の際は入園申請受付証の控えのイメージデータを添付してください。

## 入園選考（面接・健康診断）

無抽選または抽選に当選した幼児は、各園にて入園選考を受けてください。

●実 施 日 時：P4の表に記載の受付開始時間に各園にお越しください。

●持参するもの：①入園申請受付証

②面接票、健康診断票（申込み時に用紙をお渡しします。）

③母子健康手帳

④上履き（幼児はバレエシューズ等かかとのある靴）と外靴を入れる袋

※やむをえず入園選考を欠席する場合は、必ず園に連絡をしてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、入園選考後に別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。

## 入園決定（12月中旬）

面接と健康診断の結果、入園に支障がない場合は入園決定となり、入園決定のお知らせを発送します。ただし、入園調整委員会の判定を受けていただく場合はお知らせの発送は入園調整委員会の判定後となります。

追加募集…定期募集で定員に満たない園は、12月1日（月）から追加申込みを受付けます。

●募 集 人 数：毎月月末に杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」に掲載します。

●申込み方法：定員に空きがある場合に、入園を希望する園で申込みを受付けます。

募集人数を超える申込みがあった場合は、後日オンライン抽選を行います。

## 4月入園追加募集

| 募 集 人 数 公 開 日 |               | 申 込 締 切 日     |
|---------------|---------------|---------------|
| 1回目           | 令和7年11月28日（金） | 令和7年12月10日（水） |
| 2回目           | 12月26日（金）     | 令和8年1月13日（火）  |
| 3回目           | 令和8年1月30日（金）  | 2月10日（火）      |
| 4回目           | 2月27日（金）      | 3月10日（火）      |





**申込み**

- 申込締切日**：定員に空きがある場合のみ、入園希望月の前月の1日から10日（閉園日の場合は翌開園日）午後5時までに申込みをしてください。※下表参照
- 募集人数**：杉並区公式ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」に掲載（入所希望日の前々月末頃）
- 申込方法**：入園を希望する園に**杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書**を持参してください。（郵送不可）

※定員に空きがある場合に、1園のみの申込みを受付けます。

内定しなかった場合、再度申込みが必要です。

※杉並区に転入予定の方は、P7・8(1)をご覧ください。

※他の幼稚園からの転園の場合、同じ月に区立子供園と幼稚園には在籍できません。

翌月1日からの入園となります。

※子供園在園児で他の子供園に転園申込みをする場合、P7・8(2)を参照してください。

**【抽選がない場合】****【抽選がある場合】****抽 選**

募集人数を超える応募があった場合は、園ごとにオンライン抽選を行います。詳細は入園申請受付証をご覧ください。

園から連絡

保育課から連絡

**入園選考（面接・健康診断）**

対象となった幼児は、園で面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。

また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

**入園決定** 面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は入園決定となります。

**【申込締切日】 …令和8年5月～令和9年3月入園**

| 入園希望月    | 申込締切日        |
|----------|--------------|
| 令和8年5月入園 | 令和8年4月10日（金） |
| 6月入園     | 5月11日（月）     |
| 7月入園     | 6月10日（水）     |
| 8月入園     | 7月10日（金）     |
| 9月入園     | 8月10日（月）     |
| 10月入園    | 9月10日（木）     |

| 入園希望月     | 申込締切日         |
|-----------|---------------|
| 令和8年11月入園 | 令和8年10月13日（火） |
| 12月入園     | 11月10日（火）     |
| 令和9年1月入園  | 12月10日（木）     |
| 2月入園      | 令和9年1月12日（火）  |
| 3月入園      | 2月10日（水）      |



★以下の太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」の申請書ダウンロードサービスから印刷できます。

- 杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書（裏面 確認書）のみ

※杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方は8(1)をご覧ください。

※長時間保育の申込書や児童の状況は提出しないでください。

申請書類



ページ番号 8698

## 8

### 短時間保育 注意事項

#### (1) 区外にお住まいの方が転入予定で申込みの場合

- 4月入園の定期募集は、申込みができません（11月1日時点で杉並区に住民登録がない方）。
- 4月入園の追加募集以降は、入園希望月の前月末日までに転入予定かつ定員に空きがある場合のみ申込みできます。
- 入園希望月の申込締切日までに必要書類を入園を希望する園に直接提出し申込みをしてください。

##### 〈必要書類〉

- 杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書（裏面 確認書）
- 賃貸借契約書または住宅の売買契約書のコピー（転入先住所・引渡日（入居可能日）・契約者双方の記名・押印のあるもの）または同居（入所）同意書、社宅の場合は会社が記入した入居同意書（社宅用）、会社が物件を所有・借上げていることが分かる書類

##### 〈申込み後の手続き〉

入園希望月の前月末日（土・日・祝日の場合は、その前開庁日）までに転入届を提出し、杉並区民として以下の書類を内定した子供園に提出してください。

- 杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書
- マイナンバー記入用紙

※転入の届出が済んでいない場合は、入園内定が取消になります。

※郵送にて「令和8年度 杉並区立子供園【短時間保育・長時間保育】利用案内」が必要な方は、返信用のレターパックを同封のうえ、保育課宛に郵送してください。

#### (2) 子供園に在園中の幼児が、他の子供園に申込みをする場合

##### 〈必要書類〉

- 杉並区立子供園転園申請書・確認書（杉並区立子供園入園申請書【短時間保育】兼 教育・保育給付認定申請書 裏面）を入園を希望する園に直接提出し、申込みをしてください。

#### (3) 申込み後の手続きについての注意

電子申請の際は入園申請受付証の控えのイメージデータを添付してください。

##### ○申込みを取り下げる

入園の意思がなくなった時点で速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請または園に直接提出してください。

##### ○内定を辞退する

保育課と内定した子供園に辞退する旨の電話連絡をしたうえ、速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園に直接提出してください。

※内定辞退の電話連絡をもって抽選次点の方に内定の連絡をします。

##### ○補欠を辞退する

補欠の方で入園の意思がなくなった方は速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園に直接提出してください。



#### (4) 申込み後に家庭の状況が変わった場合の届出について

氏名・住所・電話番号・保護者（世帯主）の変更・結婚した・離婚した等、その他家庭状況が変わった場合は速やかに **P16 (5)** を参考に手続きをしてください。

#### (5) 在園中の手続きについて

○氏名・住所・電話番号・保護者（世帯主）の変更・結婚した・離婚した等**変更届**を園に提出してください。

○子供園を1か月以上休園する

**変更届**に休園期間を記入し園に提出してください。

※休園は、最後に登園した日の属する月の翌月の初日から最長で2か月です。必ず事前に園へ連絡してください。

※休園中に1日だけ登園をした場合や年度末から年度初めにかけて休園する場合は、年度が変わった場合でも休園期間はリセットされません。

※夏休みは休園期間に含まれません（例：夏休み前の7月20日が最終登園日の場合、休園は最長10月31日まで）。

○子供園を退園する

**杉並区立子供園退園届**を園に提出するか、電子申請をしてください。電子申請の場合は、園に必ず退園する旨を伝えてください。

○区外に転出する

**杉並区立子供園退園届**を園に提出するか、園に退園報告する旨を伝えたあとに電子申請をしてください。  
杉並区外に転出した場合は、転出した日の翌日から子供園に通えなくなります。

○一時保育を利用したい場合

- P20を参照してください。

## 9

### 短時間保育

### 在園児で長時間保育を希望する場合

定員に空きがある場合のみ申込みできます。（空き状況は入園希望月の前々月末に区公式ホームページで公表します）P13、14を参考に書類をご用意いただき入所希望月の申込締切日までに、保育課に提出するか、電子申請をしてください。

#### 〈必要書類〉

- 保育種別変更申請書
- 杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）
- 児童の状況
- 保育の必要性を確認する書類（父母ともに各1部）
- マイナンバー記入用紙（すでに施設等利用給付2号（新2号）認定をお持ちの方は不要）

※求職活動中・妊娠出産要件での申込みはできません。

※認可保育所と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから6か月間有効です。有効期間内かつ定員に空きができた場合、保育種別変更申請書及び杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）を対象月の申込み締切日までに提出することで申込みができます。 P10（2）例参照

申請書類



ページ番号 1108



## (1) 申込みできる幼児

○次の全ての条件を満たす幼児が申込みの対象となります。

- { 3 歳児：令和 4 (2022) 年 4 月 2 日～令和 5 (2023) 年 4 月 1 日生まれ
- { 4 歳児：令和 3 (2021) 年 4 月 2 日～令和 4 (2022) 年 4 月 1 日生まれ
- { 5 歳児：令和 2 (2020) 年 4 月 2 日～令和 3 (2021) 年 4 月 1 日生まれ

※ 4 歳児と 5 歳児は 4 月定期募集はありません。4 月追加募集から**定員に空きがある場合のみ**

申込みができます（空き状況は入園希望月の前々月末に杉並区公式ホームページで公表します）。

- 入園申込日現在、申込み幼児及びいずれかの保護者が杉並区に住民登録をしている幼児

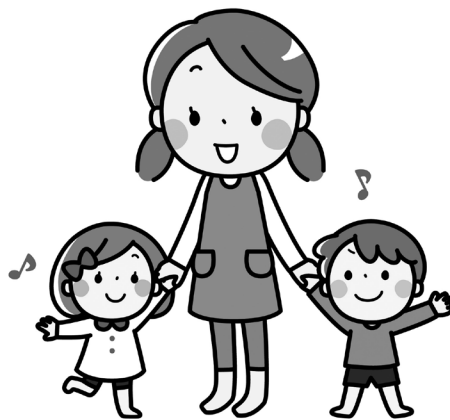
- 転入予定の方：4 月定期募集は申込みができません。

（10 月 15 日～12 月 1 日の申込み受付期間に杉並区に住民登録がない方）

4 月追加募集以降から、入園希望月の前月末日までに転入できる幼児は申込みで  
きます。

- 保護者の就労等のため長時間保育を必要とする幼児

※申込書類と保育を必要とする要件を確認してください（P13、14 参照）。



## (2) 申込みにあたっての注意

○原則として、年齢上限のある認可施設（2歳児クラスまでの認可保育所及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所）に限る。）に在籍し、3歳以降の利用施設に困っている方の入園を優先します。定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要性に基づく指数を参考に総合的に判断して面接の対象者を選考します。

※指数や優先順位については「令和8年度 保育施設利用のご案内」を参照してください。

○申込みは1園のみです。子供園【長時間保育】との同時申込みはできません。

○認可保育所と異なり申込有効期間はありませんので、毎回申込みが必要です。ただし、「保育の必要性を確認する書類」は初回申込みから6か月間有効です。有効期間内かつ定員に空きがでた場合、杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）1枚を対象月の締切日迄に提出することで申込みができます。

※〔申込締切日〕と〔保育の必要性を確認する書類の有効期間〕はP12 参照

例) 5月入所申込みで書類を4月8日に提出したが、5月不内定だった。  
その後、空きが出たらまた申込みをしたい。

|     | 募集の有無 | 必要書類                            |
|-----|-------|---------------------------------|
| 6月  | なし    | 申請不可                            |
| 7月  | なし    | 申請不可                            |
| 8月  | あり    | 杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】（裏面 確認書）1枚のみ |
| 9月  | なし    | 申請不可                            |
| 10月 | あり    | 杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】（裏面 確認書）1枚のみ |
| 11月 | あり    | 申請書類一式※                         |

※ 11月入所希望の場合は4月に出した書類の有効期限が切れるため、新規申請が必要です。

○認可保育所と併せて申込みすることができますが、子供園【長時間保育】に内定が出た場合は、認可保育所の利用調整の対象外となります。認可保育所の選考を希望する場合、以下の期日までに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。

- 令和8年4月定期募集に内定の方：令和7年12月10日（水）まで
- 令和8年4月追加募集に内定の方：令和8年2月3日（火）まで

※令和8年5月～令和9年1月募集は、内定を辞退した場合、認可保育所の選考は行いません。

○育児休業中（取得予定）の方の申込み

入園が決まったら、入園月中に申請時と同じ指数で就労を開始して下さい（育児休業を取得していた方が復職する場合は入園月中に復職してください）。ただし、年齢上限がある杉並区区内の認可保育所等（連携入所）・区保育園を卒園し、子供長時間保育に4月入園した場合は継続して育児休業を取得可能です。この場合の育児休業特例期間は下の子の2歳の年度末迄となっています。P15・14(3)を必ずご確認ください。

○申込み後、家庭の状況（住所、勤務先・日数・時間、妊娠、出産、保育状況等）が変わった場合は、速やかに園と保育課に連絡してください。

○入園月中に育児休業を取得することがわかった場合は、内定の取り消しまたは退園となります。

**注意** 認可保育所等に在園の方が子供園【長時間保育】に内定した場合、もとの認可保育所等には戻れません。





## 募集人数等【長時間保育】

| 子供園名 | 3 歳児 | 子供園名 | 3 歳児 | 子供園名 | 3 歳児 |
|------|------|------|------|------|------|
| 下高井戸 | 14 名 | 高円寺北 | 14 名 | 高井戸西 | 14 名 |
| 堀ノ内  | 14 名 | 成田西  | 14 名 | 西荻北  | 14 名 |

★3歳児クラスは、地域型保育事業等の連携施設に設定されているため、募集枠が確保できない場合があります。

★4歳児クラスと5歳児クラスは追加募集から空きがある場合のみ申込みできます。

申請書類



**申込受付** ※原則、電子申請もしくは郵送での受付となります。  
受付期間を過ぎてからの申込みはできません。

【電子申請】令和7年10月15日（水）～12月1日（月）午後5時到達分まで ページ番号 1108

【郵送受付】令和7年10月15日（水）～12月1日（月）（必着）

送付先：〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係

【窓口受付】※入園に関するご相談は電話にて承ります。

令和7年10月15日（水）～12月1日（月）午後5時（土・日・祝日を除く）

- ・各子どもセンター：全て予約制（電話又は電子申請にて事前予約…裏表紙参照）
- ・区役所：区役所東棟3階6番窓口

当日受付（予約の必要はありません）

※転入予定の方は追加募集から、申込みを受付ます。P15・14（1）参照

1 世帯  
20 分以内

保育の必要性の審査・認定

必要性あり

必要性なし

保育の必要性がない旨の連絡をします。

## 選考会議（書類選考）

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

## 書類選考結果通知発送（12月上旬）

書類選考の結果および入園選考のお知らせを発送します。

## 入園選考（面接・健康診断）

対象となった幼児は、園で面接と健康診断を受けてください。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。また介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

| 子供園名 | 入園選考日     | 受付開始時間  |
|------|-----------|---------|
| 下高井戸 | 12月10日(水) | 午後1時20分 |
| 堀ノ内  | 12月17日(水) | 午後1時00分 |
| 高円寺北 | 12月15日(月) | 午後1時00分 |
| 成田西  | 12月17日(水) | 午後1時00分 |
| 高井戸西 | 12月17日(水) | 午後1時15分 |
| 西荻北  | 12月17日(水) | 午後1時15分 |

## 入園決定（1月中旬）

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。  
入園の決定についてのお知らせを発送します。

追加募集……定期募集で定員に空きのある園については、追加募集を行います。

●募集人数：1月16日（金）に杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」に掲載

●申込受付期間：1月30日（金）午後5時までに申込み

2月中旬に選考結果についてお知らせします。

空き状況



ページ番号 1068



## 申込受付と審査

●**申込締切日**：定員に空きがある場合のみ入園希望月の前月の1日から10日  
(閉庁日の場合は翌開庁日) 午後5時まで

※下表参照※2月と3月の募集はありません。

※令和8年12月・令和9年1月入園の締切日は令和8年11月10日(火)です。

●**募集人数**：杉並区公式ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」に掲載(入所希望日の前々月末頃)

●**申込方法**：保育課(杉並区役所東棟3階)、各子どもセンターに提出するか、電子申請をしてください。

※定員に空きがある場合に、申込みを1園のみ受け付けます。申込有効期間はありません。ただし、保育の必要性

を確認する書類は初回申込みから6か月有効 P10(2) 参照

※入園希望月の前月末までに転入予定の方は、転入時期・住所が確認できるもの(賃貸借契約書または住宅の売買契約書のコピー(転入先住所・引渡日(入居可能日)・契約者双方の記名・押印のあるもの)または同居(入所)同意書、社宅の場合は会社が記入した入居同意書(社宅用)、会社が物件を所有・借上げていることが分かる書類を添えてください。入園希望月の前月末までに転入されていない場合は、入園できません。P15 参照

申請書類



ページ番号 1108

保育の必要性の審査・認定

必要性あり

必要性なし

保育の必要性がない旨の連絡をします。

## 選考会議(書類選考)

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、入園選考の対象となる幼児を決定します。

## 結果発表

毎月20日頃に結果発表を行います。入園選考の対象となった方に、保育課から電話連絡します。

## 入園選考(面接・健康診断)

保育課から連絡があった幼児には、園で面接と健康診断を受けていただきます。

※特別な配慮を要すると思われる幼児は、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。

判定の結果によっては、入園できない場合があります。また、介助員の配置状況により入園をお待ちいただく場合があります。

## 入園決定

面接と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。  
入園の決定について、園から連絡します。

表1【申込締切日】 申込締切日の午後5時まで

| 入 園 希 望 月 | 申 込 締 切 日    |
|-----------|--------------|
| 令和8年5月入園  | 令和8年4月10日(金) |
| 6月入園      | 5月11日(月)     |
| 7月入園      | 6月10日(水)     |
| 8月入園      | 7月10日(金)     |
| 9月入園      | 8月10日(月)     |
| 10月入園     | 9月10日(木)     |
| 11月入園     | 10月13日(火)    |
| 12月入園     | 11月10日(火)    |
| 令和9年1月入園※ |              |

※1月入園の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

※1月は空きの有無に関係なく申込みできますが、入園選考は空きがある園のみ行います。

表2【保育の必要性を確認する書類の有効期間】

| 申 込 書 提 出 日 | 申 込 有 効 期 間 |
|-------------|-------------|
| 令和7年11月     | 令和8年5月入園分まで |
| 12月         | 6月入園分まで     |
| 令和8年1月      | 7月入園分まで     |
| 2月          | 8月入園分まで     |
| 3月          | 9月入園分まで     |
| 4月          | 10月入園分まで    |
| 5月          | 11月入園分まで    |
| 6月          | 12月入園分まで    |
| 7月          | 令和9年1月入園分まで |
| 8月          | 2月入園分まで     |
| 9月          |             |
| 10月         | 4月入園分まで     |
| 11月         | 5月入園分まで     |
| 12月         | 6月入園分まで     |

空き状況



ページ番号 1068



申請書類



★下表の太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。杉並区公式ホームページ「保幼（ぽよ）ナビ」の申請書ダウンロードサービスから印刷できます。

ページ番号 1108

**(1) 必須書類**

①～③は必須書類です（提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません）。

②と③は認可保育所等の申込みを同時にする場合は省略できます。

① 杉並区立子供園入園申請書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書（裏面 確認書）

② 児童の状況

③ 保育の必要性を確認する書類：父母とも各1部

**注意** 就労証明書、診断書、在学証明書等は、申込日の前月1日以降に証明・取得したものをご提出ください。

| 保育を必要とする事由 |                | 必要な書類                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労        | 会社勤務の方         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>就労証明書</b>（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります）</li> </ul>                                                                                                                              |
|            | 自営業<br>個人事業主の方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>就労証明書</b>（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります）</li> <li>・ 仕事の内容が分かる資料<br/>（税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書のコピー等）</li> </ul>        |
| 就学の方       |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>就学証明書</b></li> <li>・ 在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）のコピー</li> <li>・ カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要）</li> </ul>                                                             |
| 疾病・障害の方    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>診断書</b>または各種手帳のコピー（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級）</li> </ul>                                                                                                             |
| 介護・看護の方    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>介護・看護状況申告書</b></li> <li>・ 被介護者・被看護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証・障害支援区分通知書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー）または<b>診療情報提供書（介護・看護用）</b></li> <li>・ 介護・看護の実態が分かるもの（直近のサービス利用票など）</li> </ul> |

○求職活動中、妊娠・出産要件での申込みはできません。

○就労証明書は、必ず勤務先から証明を受けてください。勤務先等に内容確認をすることがあります。

※区ホームページ(ページID: 1108)からダウンロードできます。

| (2) 下記に該当する場合の追加書類<br>(提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません)                                                              |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親の方                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のコピー</li> <li>※外国籍の方は独身証明書とその和訳</li> </ul>                                                                          |
| 外国籍で永住権がない方                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カードの両面コピー</li> <li>※就労で申込みの場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。</li> </ul>                                                                        |
| 杉並区外に住居登録があり、杉並区に転入予定の方                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>転入に関する確認書</b></li> <li>・賃貸借契約書、売買契約書のコピー（転入先住所・入居可能日・契約印があるもの）または<b>同居（入居）同意書、入居同意書(住宅用)</b></li> <li>・児童の氏名、生年月日が確認できる公的な書類(住民票の写し、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー等)</li> </ul> |
| 児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>診療情報提供書</b></li> <li>※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課子供園・幼稚園係にご相談ください。</li> </ul>                                                                                        |
| (3) 該当する方は下記の書類が必要です<br>※書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の場合の優先順位で影響があります。詳細は「令和8年度保育施設利用のご案内」P22～25を参照してください。 |                                                                                                                                                                                                                          |
| 令和7年1月1日現在、国内に住居登録がなかった方                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先が発行した令和6年1月から令和6年12月分（賞与含む）の給与証明書</li> <li>※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。</li> <li>※令和8年9月入所以降申込の場合は不要です。</li> </ul>                                                     |
| 令和8年1月1日現在、国内に住居登録がなかった方                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先が発行した令和7年1月から令和7年12月分（賞与含む）の給与証明書</li> <li>※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。</li> </ul>                                                                                     |
| 児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方                                                                                              | ● <b>受託証明書</b>                                                                                                                                                                                                           |
| 保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手帳のコピー(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)</li> </ul>                                                                                                                        |
| 区内の民営認可保育所・地域型保育事業等に保育士としてお勤めの方（常勤または非常勤で80時間/月）区職員は除く                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士証のコピー</li> <li>※育児休業中の方のみ</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 生活保護受給中の方                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護証明書のコピー</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 入所希望月の初日までに出産予定日がある方                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳のコピー(表紙、分娩予定日が記載されているページ、妊娠中の経過が記載されているページ)</li> </ul>                                                                                                                     |
| 平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住居登録がある方                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の除票(コピーでも可)</li> <li>※区内転居ではなく、区外に転居したものをご提出ください。</li> </ul>                                                                                                                  |





★以下太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。

#### (1) 区外にお住まいの方が転入予定で申込む場合

- 4月入園の定期募集(令和7年10月15日から令和7年12月1日)は、申込みができません。
- 4月入園の追加募集以降は、入園希望月の前月末日までに転入予定かつ定員に空きがある場合のみ申込みできます。入園希望月の申込締切日までに必要書類を直接杉並区保育課子供園・幼稚園係に郵送してください。

##### 〈必要書類〉

- 杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書(裏面 確認書)
- 児童の状況
- 保育の必要性を確認する書類(父母ともに各1部) P13.14 参照
- 入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの資料

| 所有形態       | 入居先                               | 必要書類                                             |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------|
| 自己所有       | 新たに購入した物件またはすでに所有している物件にお住まいになる場合 | ・住宅の売買契約書のコピー※<br>(転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印) |
| 他者所有       | 賃貸借契約によって借りる物件にお住まいになる場合          | ・賃貸借契約書のコピー※<br>(転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印)   |
|            | 杉並区内に住民登録がある親族等と同居する場合            | ・同居(入居)同意書(住民登録がある人が記載)                          |
|            | 社宅、または会社が借上げた物件にお住まいになる場合         | ・入居同意書(社宅用)(会社が記入)<br>・会社が物件を所有・借上げしていることが分かる書類  |
| 上記に該当がない場合 |                                   | 保育課子供園・幼稚園係にご相談ください。                             |

※押印入りの契約書が締切日までに用意できない場合はご相談ください。

##### 〈申込み後の手続き〉

入園希望月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前開庁日)までに転入届を提出し、杉並区民として杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書及びマイナンバー記入用紙を記入のうえ、保育課子供園・幼稚園係に速やかに提出してください。なお、転入の届出が済んでいない場合は、入園内定が取消になります。

#### (2) 子供園【長時間保育】に在園の方が他の子供園【長時間保育】に申込みをする場合

##### 〈必要書類〉

- 杉並区立子供園転園申請書
- 確認書(杉並区立子供園入園申請書【長時間保育】兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 裏面)
- 児童の状況
- 父母要件資料

#### (3) 育児休業取得中(取得予定)の方へ

**注意** 該当する方は必ず内容をご理解のうえ、お申込みください。

- 育児休業を取得している場合は、保育の必要性の事由が就労となるため、入園月中に復職することが条件です。
- ※入園する幼児の弟・妹の育児休業を取得している場合でも、復職が必要です。
- ※子供園長時間の育児休業特例期間は下の子の2歳の年度末までとなっています。

※年齢上限がある杉並区内の認可保育所等・区保育室・区定期利用保育施設を卒園し、子供園長時間に4月入園した場合は、注意が必要です。下記を参照してください。

例) 令和8年4月 上の子が子供園長時間入園の場合

- ・令和8年4月1日時点で下の子の年齢が2歳の場合…育児休業取得中の方は復職が必要です。  
(下の子の預け先を検討する必要があります)
- ・令和8年4月1日時点で下の子の年齢が0～1歳の場合…2歳の年度末まで育児休業の取得が可能です。

#### (4) 申込み後の手続きについての注意

- 申込みを取り下げる  
入園の意思がなくなった時点で速やかに取下げ手続き(杉並区立子供園入園申請取下げ届)を電子申請で行ってください。
- 内定を辞退する  
保育課と内定した子供園に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに杉並区立子供園入園申請取下げ届を電子申請、または園へ直接提出してください。





## (5) 申込み後、家庭の状況が変わった場合の届出について

認可保育所等を同時に申込みしている方の手続きは不要です。ただし、「令和8年度保育施設利用のご案内」を確認の上、認可保育所等の必要な手続きをしてください。

| 変更事項                        | 必要書類                                                              |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 住所が変わった（区内転居）               | 区内転居の手続き後に、保育課子供園・幼稚園係に連絡してください。                                  |
| 出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした | <b>復職証明書</b><br>※復職日以降に勤務先から証明を受けてください。                           |
| 育児休業を延長した                   | <b>育児休業取得（予定）証明書</b><br>※延長後の育児休業期間を勤務先から証明を受けてください。              |
| 退職をして別の会社に就職した              | ① <b>変更理由申出書</b>                                                  |
|                             | ② <b>就労証明書</b> （就労開始）                                             |
|                             | ③前職の離職日がわかる書類                                                     |
|                             | ④ <b>就労証明書</b> （実績入り）<br>※就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入されたものを提出してください。 |
| 退職をして自営業を開始した               | ① <b>変更理由申出書</b>                                                  |
|                             | ② <b>就労証明書</b> （就労開始）                                             |
|                             | ③前職の離職日がわかる資料                                                     |
|                             | ④仕事の内容がわかる資料（開業届・契約書等）コピー                                         |
|                             | ⑤ <b>就労証明書</b> （実績入り）<br>※就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入されたものを提出してください。 |
| 退職をして、1ヶ月以上求職活動をする          | ① <b>変更理由申出書</b>                                                  |
|                             | ② <b>変更認定申請書</b>                                                  |
|                             | ③前職の離職日がわかる書類                                                     |
|                             | ④求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職サイトへの登録が確認できる書類等）      |
| 就労内で申込み後に、就労を開始した           | ①就労を開始したら、 <b>就労証明書</b> （就労開始）                                    |
|                             | ②就労開始2か月を目途に、 <b>就労証明書</b> （満1か月以上の実績入り）                          |
| 就学予定で申込み後に、就学を開始した          | <b>就労証明書</b> （就学開始）、在学証明書または学生証のコピー                               |
| 自営業で就労再開した                  | ①就労を再開したら、 <b>就労証明書</b> （再開）                                      |
|                             | ②就労再開2か月を目途に、 <b>就労証明書</b> （満1か月以上の実績入り）                          |
| 勤務日数・時間が変わった                | ① <b>変更理由申出書</b>                                                  |
|                             | ② <b>就労証明書</b>                                                    |
| その他、家庭状況が変わった               | 結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は園と保育課子供園・幼稚園係までご連絡ください。                    |

※太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの申請書ダウンロードサービス（ページID:1108）から印刷できます。



## (6) 在園中の手続き等について

子供園長時間利用にあたっての重要事項になります。必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。

### ○仕事内容が変わる

| 保護者の状況                                        | 必要書類                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務日数・時間が変わった                                  | ①変更届<br>②就労証明書                                                                                                                        |
| 退職をして別の会社に就職した<br>( <b>転職をする</b> をよく読んでください。) | ①変更届<br>②就労証明書 (就労開始)<br>③前職の離職日がわかる書類<br>④就労証明書 (実績入り)<br>※就労開始 2 か月を目途に、満 1 か月の就労実績が記入されたものを提出してください。                               |
| 退職して、自営業を開始した                                 | ①変更届<br>②就労証明書 (就労開始)<br>③前職の離職日がわかる書類<br>④仕事内容がわかる資料 (開業届・契約書等) コピー<br>⑤就労証明書 (実績入り)<br>※就労開始 2 か月を目途に、満 1 か月の就労実績が記入されたものを提出してください。 |

### 転職をする場合

- 退職し就職するまでの求職期間は**3か月以内**です。3か月を越える場合は、子供園短時間の在籍に変更となり長時間の在籍はなくなります。求職期間中の保育時間については園との相談となりますが、原則短時間保育時間までの預かりです。
- 自己都合退職のほか、会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合も求職期間は同じです。

### ○出産予定がある

出産予定のある場合は以下のとおりに手続きしてください。

#### 産前休暇に入る

産前休暇に入る時点で、**変更届※1** を提出する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。  
①産休開始日    ②出産予定日    ③父母育児休業取得予定の有無
- 保育時間については園と相談してください。



#### 出 産 し た

出産後速やかに、**変更届※1** と **長時間保育利用に関する確認書** を提出する。

- 変更届の「世帯員増」の欄に①～③を記載してください。  
①生まれた子の名前    ②生まれた子の生年月日    ③理由：出産のため

※1 変更届は、子供園窓口または保育課子供園・幼稚園係にあります。



「A 育児休業を取得する方」と「B 育児休業がない方」では手続きが異なります。  
必要書類を受け取り、よく読んで手続きをしてください。P18、19

## A 育児休業を取得する方

育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合の特例（通称：育児休業特例制度）

- 保育時間は短時間保育の方と同じ利用時間になります。
- 春休み・夏休み・冬休み中は登園できません。保育を希望する場合は一時保育を利用してください。
- 一時保育を利用する場合は、1時間あたり500円を徴収します。ひと月あたり原則10回まで利用できます。
- 自園給食園での給食費は育児休業に入った翌月から短時間の費用となります。

育児休業を取得する方は、該当する書類を園に提出してください

〈卒園までに復職予定がある方〉

出生児が2歳になる年度末までは、  
長時間保育の枠で在籍できます。



### 提出書類

- 杉並区立子供園保育時間  
（保育種別）変更申請書
- 育児休業取得（予定）証明書
- 変更認定申請書



〈復職した時に必要な手続き〉

### 提出書類

- 杉並区立子供園保育時間  
（保育種別）変更申請書
  - 変更認定申請書
  - 復職証明書
- ※復職した後に、勤務先からの証明  
を取得してください。

〈卒園までに復職予定がない方〉

子供園短時間保育への種別変更  
となります。



### 提出書類

- 杉並区立子供園保育時間  
（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書



## B 育児休業制度がない方

※出産した子が1歳になる月の末日までに復職してください。就労を開始しない場合は翌月から短時間保育への在籍に変更となります。

### 〈必要書類〉

- 復職（就労再開）に関する確認書

#### 就労を再開する場合

- ①就労を再開したら、**就労証明書**（再開）
- ②就労再開 2 か月を目途に、**就労証明書**（満 1 か月以上の実績入り）

#### 就労を再開しない場合

育児休暇がなく、産後就労意思がない場合、出産月の翌月から 2 か月で短時間保育となります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
  - 変更認定申請書
- を提出してください。

#### 仕事を退職する場合

退職の翌日から短時間保育への保育種別変更が必要となります。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
  - 変更認定申請書
- を提出してください。

### ○保育の要件がなくなった場合

長時間保育から短時間保育に在籍が変更になります（短時間保育に空きがなくても変更となります）。

- 杉並区立子供園保育時間（保育種別）変更申請書
- 変更認定申請書

### ○子供園を退園する

**杉並区立子供園退園届**を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請してください。

### ○区外に転出する

**杉並区立子供園退園届**を園に提出するか、園に退園する旨を伝えたあとに電子申請してください。  
杉並区外に転出した場合は、転出した日の翌日から子供園に通えなくなります。

### ○子供園を 1 か月以上休園する

変更届に休園期間を記入し園に提出してください。

※休園は最後に登園した日の属する月の翌月初日から最長 2 か月です。必ず事前に園へご連絡ください。

※ 1 日だけ登園して休園期間を延長することはできません。2 月に最終登園し、3 月から休園した場合も休園期間は新年度の 4 月末日までです。

### ○認定事由の現況確認について

年度ごとに翌年度の長時間保育の認定事由を確認するため、所定の書類を提出していただきます。

毎年 12 月頃に園を通じて配布・回収します。

長時間保育の認定事由がなくなった方は、短時間保育での在籍となります。

### ○その他家庭状況が変わった

P16（5）を参照してください。

## (1) 一時保育とは

在園児の保護者の方が、一時的に保育を必要とされる場合に、通常の保育時間に引き続く時間で1時間を単位として在園児をお預かりする保育制度です。

※利用する際は園に確認してください。

## (2) 短時間保育をご利用の方の一時保育について

- **実 施 時 期**：原則として前年度からの在園児は各園が定めた日からです。

新入園児及び3歳児クラスは令和8年5月7日（木）からです。

- **利用できる日時**：**平日** 保育時間終了後から午後5時までの通常の保育に引き続いて保育を希望する時間（1時間単位）

**土曜日・長期休業中** 午前9時から午後5時までの希望する時間（1時間単位）

※日・祝・12月28日から1月4日は除く

※令和10年度から土曜日は休園日となりますので、土曜日の一時保育は令和9年度（令和10年3月）で終了します。

- **利 用 料 金**：1時間 500 円

※施設等利用給付2号認定（新2号認定）を受けている方が就労等の認定事由で利用する場合は、1日あたり450円の補助を受けることができます。

※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、保育課子供園・幼稚園係へお申し出ください。

※在園児のみを保育の対象としているため、子育て応援券の利用はできません。

※他施設での一時保育利用料金は補助の対象外です。

- **定 員**：原則として各園5名まで（申請受付順）

- **回 数**：園児1人あたり月10回まで

- **施設等利用給付2号（新2号）認定を申請する場合**

施設等利用給付認定申請書と保育の必要性を確認する書類（父母とも各1部 P13、14 参照）を一時保育利用月の前月末日までに保育課子供園・幼稚園係に提出してください。

## (3) 長時間保育（8時間未満）をご利用の方の一時保育について

- **実 施 時 期**：子供園開園日

- **利用できる日時**：午前7時30分から午後6時30分の間で、8時間を超える利用をする場合に保育時間の前後の希望する時間に1時間単位で利用できます。

- **利 用 料 金**：1時間 500 円

※生活保護受給世帯は利用料金が免除となりますので、お申し出ください。

- **定 員**：原則として各園5名まで（申請受付順）

- **回 数**：園児1人あたり月10回まで

**注 意** 育児休業を取得している場合は、(2) 短時間保育をご利用の方の一時保育についてと同様の利用方法になります。





## (1) 自園給食

下高井戸子供園、成田西子供園、高円寺北子供園では自園調理による給食を原則週5回（月曜日から金曜日まで）提供します。

| 保育の種類     | 費 用      |                |
|-----------|----------|----------------|
| 短時間保育 ※ 1 | 3 歳児     | 月額 3,300 円 ※ 2 |
|           | 4・5 歳児   | 月額 3,400 円     |
| 長時間保育 ※ 3 | 3・4・5 歳児 | 月額 4,300 円     |

※ 1 短時間保育は午前保育日の給食提供がありません。8月が夏休みのため給食費の徴収は年11か月分となります（一時保育利用時に給食提供を受けた場合は、1食あたり210円を徴収いたします）。

※ 2 短時間保育の3歳児は4月第3週から給食提供が始まります。

※ 3 長時間保育で育児休業を取得する方は、予め育児休業取得（予定）証明書等を提出することで、育児休業に入った翌月から短時間保育の給食費となります（提出がない場合は、長時間保育の給食費徴収が継続します。ご注意ください）。

## (2) 搬入弁当

堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園はお弁当持参が基本です。ただし保護者の希望による搬入弁当を原則週5日実施します（アレルギー対応はできない場合があります）。

|        | 実施日                                 | 費 用     |
|--------|-------------------------------------|---------|
| 3 歳児   | 5月は週2回／月曜日・木曜日<br>6月以降は週5回／月曜日から金曜日 | 1食 200円 |
| 4・5 歳児 | 週5回／月曜日から金曜日<br>※新入園の4・5歳児は5月から実施   |         |



### (3) 負担軽減について

給食等の食材料費は、無償化対象外です。ただし以下の①②いずれかに該当する幼児は副食費相当（おかず・おやつ代）が免除となるので、\*必要書類を提出してください。提出がない場合は負担軽減の対象となりませんのでご了承ください。

①区民税所得割額 77,101 円未満の世帯の幼児

（世帯収入 360 万円未満相当の世帯の幼児）

②小学校第 3 学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第 3 子以降に該当する幼児

※必要書類…**マイナンバー記入用紙**（入園時提出している方は不要）、課税証明書、収入証明書等（住民税賦課期日の1月1日に、国内に住民登録がなかった方）

#### 負担軽減の決定の仕方

負担軽減は、世帯の住民税額（区民税所得割）〔1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します〕に応じて決定されます。

- 負担軽減決定における住民税額の対象年度は以下のとおりです。

令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月分：令和 7 年度区民税所得割額

令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月分：令和 8 年度区民税所得割額

- 賦課期日である 1 月 1 日に、国内に住民登録がなかった方は、杉並区民とみなして負担軽減のための審査をします。前年の所得を確認するため、必要書類をご提出ください。
- 修正申告等により税額が変更になった場合は、負担軽減対象月についても変更になる場合があります。
- 税額が変更になった場合は保育課子供園・幼稚園係までご連絡ください。

### (4) 支払いについて

原則口座振替でお支払いいただきます。

給食等を利用した月の翌月末日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替依頼書で指定された口座から引落しします。

#### 【口座振替依頼書の提出について】

口座振替依頼書科目欄の子供園給食費に丸印をつけて手続きをしてください（科目欄に丸印がないと引き落としができません）。認可保育所から子供園へ入園する場合は、口座振替依頼書科目欄の子供園給食費に丸印をつけたもので新たに手続きをしてください。



Q

子供園は  
お弁当をつくらなければ  
いけないと  
聞いたのですが…。



A

園によりそれぞれ給食や搬入弁当の提供とお弁当の持参を組み合わせています。

- 堀ノ内、高井戸西、西荻北はお弁当の持参が基本です。ただし、保護者の希望による搬入弁当を原則週5日実施します（アレルギー対応はできません）。
- 下高井戸、成田西、高円寺北では自園調理の給食を原則週5日提供します。
- 給食、搬入弁当の提供がない日は、お弁当を持参していただきます。

Q

P T A活動は  
あるのかしら？



A

子供園には小学校と同じようにP T A活動があります。子どもたちのために職員とともに、保護者のみなさんと力を合わせて、園を支えていただいています。活動には無理のない範囲で参加していただいています。

Q

長時間保育の  
延長保育は  
できるの？



A

子供園では長時間保育の延長保育を行っていません。午後6時30分までのお迎えをお願いします。

Q

小学校のように  
長期間の  
お休みはあるの？



A

短時間保育は春・夏・冬休みがあります。長時間保育は長期間のお休み中も保育を行っています。ただし、長時間保育でも保護者が育児休業中の場合は春・夏・冬休みがあります。

Q

下の子のための  
育休中です。  
上の子はいつまで  
長時間に在籍できる？



A

下の子が2歳の年度末まで長時間保育に在籍できます。それ以降、長時間保育に在籍する場合は、復職が必要です。下の子の預け先を検討する必要があります。

ご存知ですか？

# 「杉並区子どもの権利に関する条例」

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。

条例では、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区や保護者、子ども関係施設、区民、事業者の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めました。



条例全文はこちらから▼



## 〔条例の内容〕

### 子どもにとって大切な権利

\*子どもの権利に関する  
基本的な考え方  
(基本理念)

全ての子どもについて、

- どんなときでも、差別的取扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- あらゆる場面で、年齢及び発達に応じて、その「思い、考え、意見」を表すことができ、これらが尊重されます。
- 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
- 常に命を大切にされ、成長及び発達が図られます。

子どもの権利条約における一般原則の趣旨をより分かりやすく、子どもの権利に関する基本的な考え方（基本理念）\*として定めたうえで、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。

#### 安心して生きる権利

- ・命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- ・一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- ・知られたいくないことは秘密にできます。
- ・安心して過ごす居場所を持てます。



#### 自分らしく生きる権利

- ・ありのままの自分が大切にされます。
- ・興味や関心があることに取り組むことができます。



#### 育つ権利

- ・年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ・ゆったり休むことができます。



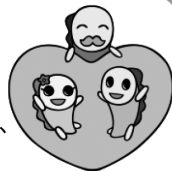
#### 意見を聴かれる権利

- ・必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- ・子どもの思いや考え、意見が大切にされます。



#### 守られる権利

- ・暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- ・心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。



#### 個別の必要に応じて 支援を受ける権利

- ・国や性別などを理由に差別されません。
- ・それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。



## 子どもの権利を守るために

### 子どもを取り巻く大人の役割

#### 保護者

- ・子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考慮します。
- ・子どもが安心・安全に暮らすことができる生活環境を確保します。

#### 子ども関係施設

- ・子どもの意見を聴き、施設運営を行うにあたっては、その意見を尊重します。
- ・子どもが安心・安全に過ごすことができる環境を整備します。
- ・子どもからの相談に対応できるようにします。

#### 区民

子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。



#### 事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるような雇用環境を整備します。

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

#### 杉並区の取組

- ◆ 対象年齢に合わせた普及啓発や研修の実施
- ◆ 子どもの意見を聴いて区の施策に反映
- ◆ 子どもの権利救済委員の設置 など

#### 杉並区

### 子どもの権利相談・救済窓口

子どもの悩みや権利侵害に関する相談に対応いたします。子どもの権利のことなら大人も相談できます。

子ども（保護者  
その他の関係者）

相談する（無料）  
・気になることがある  
・もやもやする  
・話をきいてほしい

フリーダイヤル  
なみなみ みんなよし  
0120-7373-34

安心する  
解決する

窓口詳細はこちらから▼



子どもの権利救済委員・子どもの権利相談員

助言

- ・考えや気持ちをよく聴きます
- ・子どもにとって一番良いと思える解決方法を子どもと一緒に考えます

支援

調査

調整

- ・解決に向け必要なことを調べます
- ・関係する人や機関に話を聞いたり協力を求めます
- ・子どもの代わりに考えを伝えます

要請

関係する機関などに対応や制度の改善を働きかけることができます。

意見表明

区長へ意見を提出できます。

関係する  
機関

区長

# 子供園入園申込方法について

## 提出先

短時間保育 園に直接

長時間保育 杉並区役所 東棟 3 階 6 番窓口

## 郵送受付

送付先 ※簡易書留・レターパックなど発着記録が残る方法でご送付ください。

〒 166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1  
子ども家庭部 保育課 子供園・幼稚園係

### 子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所等の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。窓口利用の予約は不要ですが、利用日の1ヶ月前から予約することもできます。ただし、10月、11月は予約制になります。二次元コードから事前予約してください。

<受付時間> 月～金 午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休み)



※高円寺子どもセンターは令和8年6月から、工事のため一時休止を予定しています。

|            |                |
|------------|----------------|
| 荻窪子どもセンター  | 03 (5347) 2081 |
| 高井戸子どもセンター | 03 (5941) 3839 |
| 高円寺子どもセンター | 03 (3312) 2811 |
| 上井草子どもセンター | 03 (3399) 1131 |
| 和泉子どもセンター  | 03 (3312) 3671 |

保育に関する情報は、区ホームページでも提供しています。



杉並区ホームページ  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



〈申込み・問い合わせは保育課子供園・幼稚園係へ〉

杉並区子ども家庭部 保育課子供園・幼稚園係  
(区役所東棟3階6番窓口)  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分  
代表:03-3312-2111